

災害情報提供のための政策の展開

2007年5月31日
総務省データ通信課長
大橋 秀行

既存の災害情報提供システムの課題

- 関係行政機関の情報の収集・提供は、災害への自身の即時対応が主目的。被災者等の生活者の行動支援は未整備で、被災者等への情報提供は不足。
 - ・防災対策の大枠は、内閣府を中心とした中央防災会議にて決定され、そのガイドラインに沿って非常時の各省庁の対応や情報伝達はシステム化。
 - ・その伝達ルートは、各都道府県や市町村の行政機関や病院・学校などの公共機関止まり。住民への周知は、放送事業者による報道か、市町村の同報に依存。
- 地方自治体・事業者が各々独自にシステムを構築し、全体として非効率。
 - ・地方自治体以外にも、インターネット等を利用して災害情報サービスを提供する事業者が存在。携帯電話事業者の災害伝言掲示板やYahoo!災害情報など。
 - ・提供情報の内容や整理方法（情報の表示方法やネットにおける情報階層の考え方）が事業者により相違。
 - ・各事業者による独自の情報収集が非常時の現場に混乱を招く恐れ。

システムが備えるべき要件 ー被災地情報の被災地内提供

- 被災地の情報は、被災地外だけでなく被災地内にも高いニーズ
- 行政機関が自らの行政事務のために災害情報の収集・提供するだけでなく、生活者の視点から被災地において必要となる情報の収集・提供をシステム化して生活者の適切な行動を支援

システムが備えるべき要件 —メディア間連携と選択

- 災害発生時やその前後の情報は、迅速性、確実性が肝要。メディアの特性の違いを反映した社会システムを全体設計
- 放送の、あまねく伝達力は、ワンセグ等の登場によって一段と強化
- パーソナライズ化された情報の有用性は高く、携帯電話端末の普及により現実味
- ローカライズされた情報の提供には、GPS活用が有用
- メディアが違ってても、情報元の一元化と共有により混乱を回避

システムが備えるべき要件 ー収集や配信の効率化

- 災独自に情報の収集から管理、編集、配信までを担う地方自治体に替わって、その一部または全部を一元的に担ってその負担を軽減。
- 情報のフォーマットの標準化は効率的運営に不可欠。ただ、異なる場合に地方自治体側にシステム変更を求めるのではなく、その違いをできるだけシステムとして吸収することで地方自治体の主体的参加を促す。

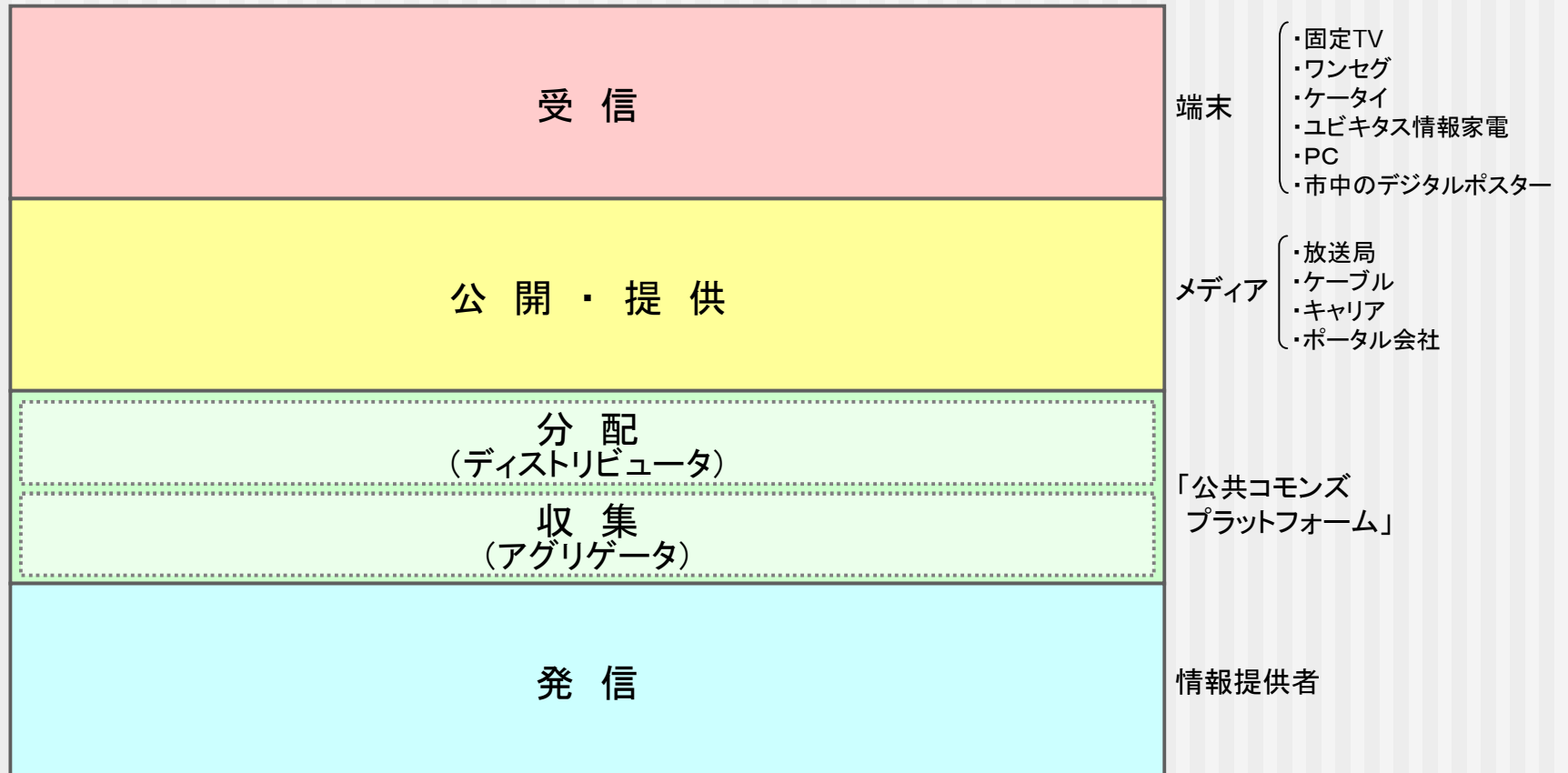
システムが備えるべき要件 ー 平時と非常時の併用

- 安定した運用が平時に行われていなければ、非常時の利用は、提供する側も利用する側もおぼつかない。
- 日頃から利用されているメディアと連動した情報提供ほど生活者に深く浸透し、非常時に有効活用される可能性。
- カスタマイズ/ローカライズされた情報を常時に収集し、加工し、提供する A S P モデルを模索。

システムが備えるべき要件 – Key Concept

- 非常時の速報性（リーチ力）
- 速報直後からの情報要求への対応力
- 救助活動や住民相互扶助のための情報共有
- 平時からの稼働

災害情報のフロー



- ・事業者として垂直展開するか、水平展開するかは、別次元の問題。基本的に事業者の自由。
- ・ただし、公共コモンズプラットフォームを担う者は、誰であろうと一定の社会的責務を負う。

「公共コモンズプラットフォーム」の特徴

- **精査された情報と、精査のない情報の区別**
 - ・放送局は精査された情報でなければ報道しにくい。
 - ・クチコミ等の未精査情報も、その旨が明確なら国民に有用。
- **PULL型とPUSH型の両方による情報提供**
 - ・誰でも使えるようなインターフェースが重要。
 - ・情報の有用性は地所や人により異なるので、一部緊急性の高い情報を除いてPULL側で提供。
- **民間企業によるプラットフォーム構築**
 - ・事業モデルは、利用者課金、広告、媒体者課金、メディア負担、企業協賛、公的支援 など。
- **編集権とそれに伴う責任はプラットフォームの「外」**
 - ・プラットフォーム運営主体が自ら情報を精査し、情報発信源となるのは例外。
 - ・編集権と責任を持った事業モデルも関係者の合意により可能。
- **情報を持つ地方自治体等の主体的参加と協力**
 - ・地方自治体側にとってのメリットが主体的参加の鍵。
 - ・システム等の変更を地方自治体等に求めその完了を待つのではなく、その違いを吸収できるプラットフォームが要件。
- **平時時の稼働のデザイン**
 - ・平時稼働する社会システムとして国民の利用が習慣づいていることが非常時の利用にとって重要。
 - ・平時稼働しているサービスをベースにするのが現実的。カスタマイズ化もしくはローカライズ化された情報提供を平時に実現して、非常時に転用。

平時の事業性の確立

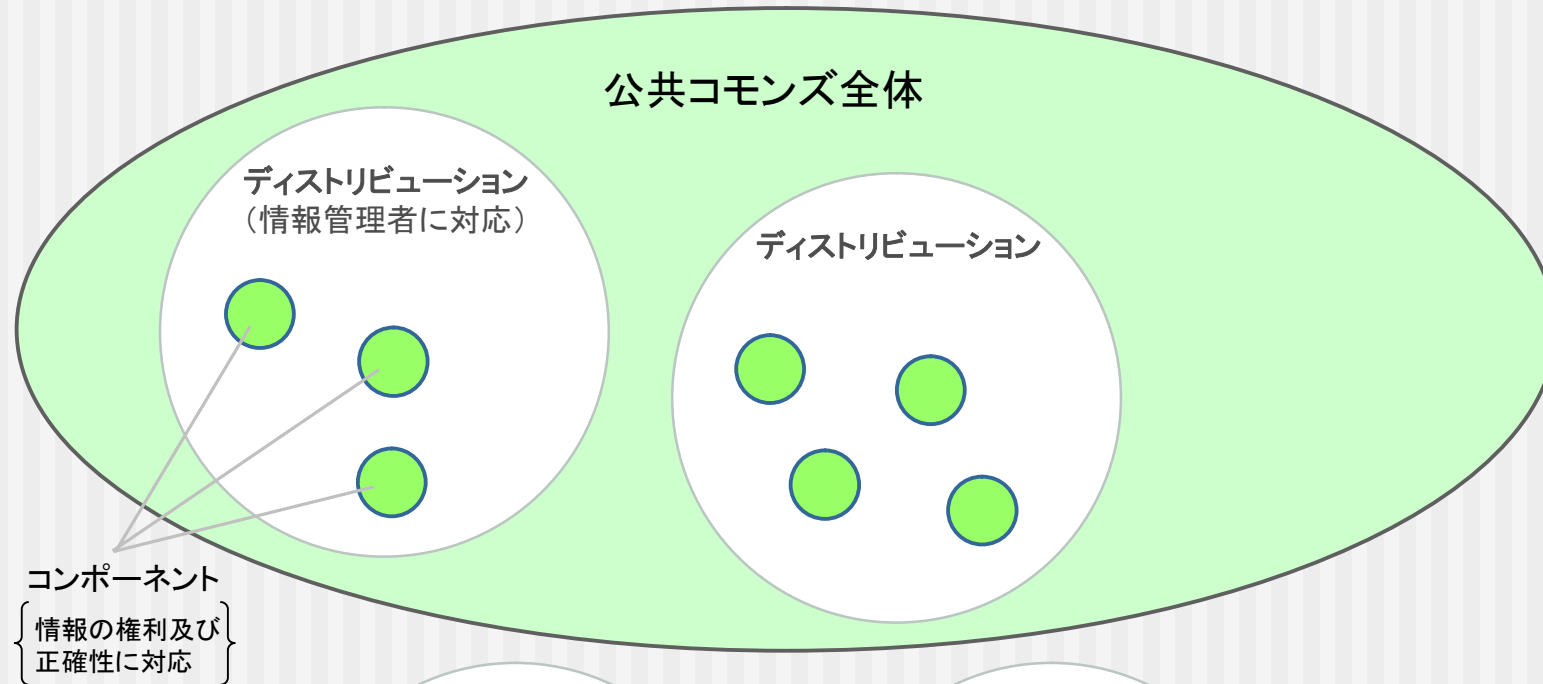
- ・エリアマーケティング・サービス
- ・都市計画・都市デザイン
- ・自治体サービス
- ・事業継続性

- ・メディア
- ・販売
- ・物流

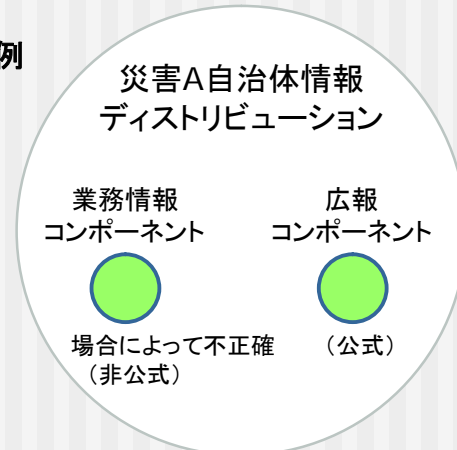


5年程度先までのビジョンとミッション

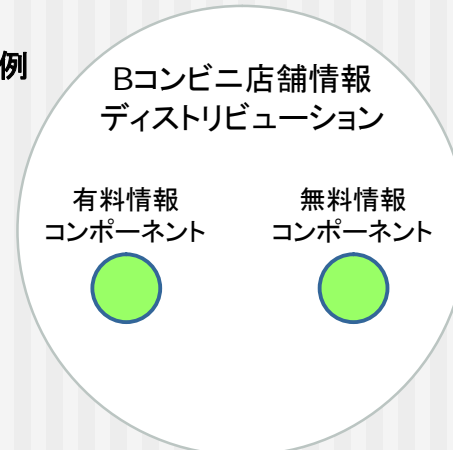
情報のコンポーネントの集合単位



例

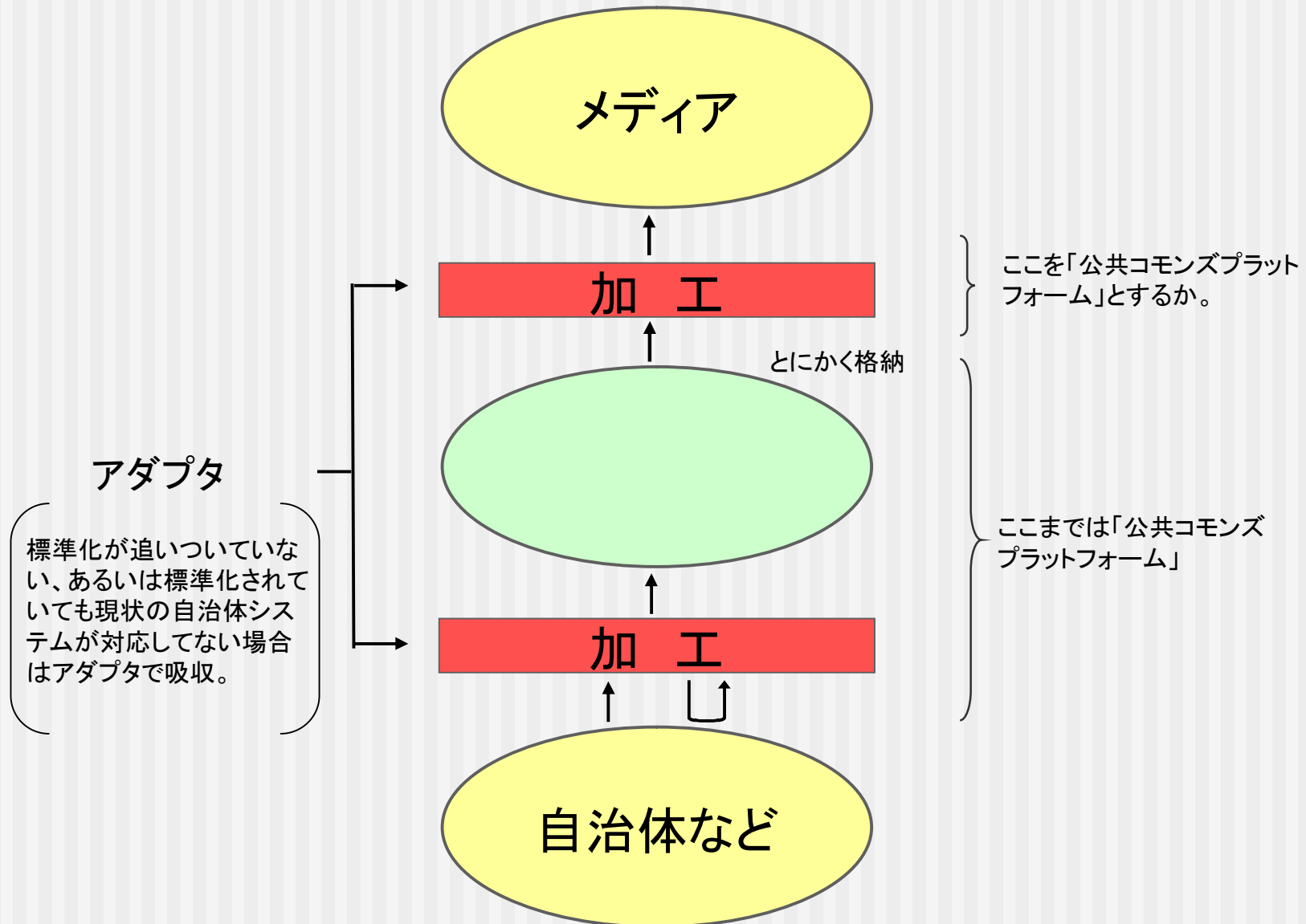


例



Debian(デビアン)
システムに準拠

プラットフォームと標準化/データ変換



GIS (Geographical Information System)の利用

とにかく、なんとしても、GIS

技術的には

GIS + 高速 + 高可用 + オブジェクト型

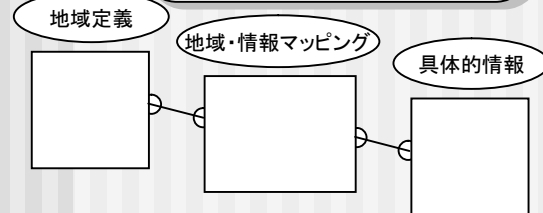
99.999...%

9がいくつ必要か

- ・平時・通常災害
- ・大規模災害

①必須(又は基本)

どんな情報を位置情報と結びつけられるか?



GIS

いろいろなもの
なんでも格納

||

オブジェクト型

情報提供者が
持っているまま
の形で入れら
れる

③意味論

情報の有用性をどこで確保するか?

- A. データモデル標準化
- B. 変換先データモデル標準化

②標準化

- ・標準化が望ましい。
- ・APPLICを舞台とする検討

変換

④メディア側要求標準化

- ・TVCMLの活用

政策としての理念・戦略・作戦

■ 理念（ビジョン）

- ・ 災害関連情報を迅速、正確、確実に伝えるなど、被災時の生活者行動を適切に支援する社会システムを実現

■ 戦略（ストラテジー）

- ・ 当該社会システム実現に要するプラットフォームを、官と民が協力して形成
- ・ 生活者の生活空間で日常利用されている情報端末を、緊急避難や二次被害回避や救助活動に活用
- ・ G I S 等を利用した、パーソナルな情報要求・応答の事業モデル形成を支援
- ・ 民間の事業モデルを企業の社会貢献や行政支援が補完する仕組み

■ 作戦（タクティクス）

- ・ 平成20年度に民間企業による事業モデルの実証のため、協議会を平成19年夏に設置
- ・ 財団法人マルチメディア振興センターが協議会の事務局を務め、公益目的業務として活動支援
- ・ 総務省は、事業モデル成立に必須の地方自治体からの情報提供や広域連携の実現に努力

「生活者への災害情報提供基盤協議会（仮称）」の設立（案）

- 災害情報提供を主体的に実現しようとする企業や団体からなる民間の協議会。
- 協議を通じ、安定、継続的な事業モデルの成立を目指す。
- 総務省はオブザーバー参加。財団法人全国地域情報化推進協会と連携。
- 事業モデルの検討は、例えば県単位に進める必要。地方自治体は、協議会の下組織として組織するブロック単位での推進組織に参加。

メンバー（想定）

- 1) **メディアの提供事業者**・・・国民へのアクセス手段を提供するNHK、民放、携帯電話、固定電話事業者、ポータル、車
- 2) **地方自治体**・・・被災状況、避難所や救援に関する情報を持つ都道府県/政令指定都市
- 3) **プラットフォーム事業者**・・・情報の収集・配信を行う民間事業者
- 4) **被災時に情報を利用する現地企業等**
- 5) **財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）**

実際の協議会設立時は、網羅性よりも主体性を重視。絞り込む。

協議会活動の特徴

- 平成20年度春から、東海～南海地域の広域で災害情報提供を実証実験を実施（目標）。その準備活動。
- 当該事業モデルの成功は、有用情報の提供の点で地方自治体の主体的参加が必要条件。関係する府県の直接、間接の参加を確保することが重要。
- 地震だけでなく、台風や大雨の災害発生も想定したシステム構築。
- 事業モデルの成立を実証し全国普及。平成20年度のICT利活用モデル事業のスキームを活用（目標）。
- 地方自治体内のシステム高度化とも関係するので、財団法人全国地域情報化推進協会の活動と連携。

スケジュール(案)

- 6月下旬に「災害情報のクロスメディア提供に関する研究会」第4回会合(最終回)を開催
- 6月下旬に「生活者への災害情報提供基盤協議会(仮称)」キックオフ会合を開催
- 8月までに実証実験の青写真を完成

